

# 高畠町農業委員会第2回総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月25日(火) 午前9時00分から午前10時05分

2. 開催場所 高畠町役場 第1委員会室

3. 出席委員(15名)

会長	1番	山口令和委員			
	2番	佐藤泰彦委員		3番	山田文則委員
	4番	高梨修一委員		5番	長谷川みどり委員
	6番	横山裕一委員		7番	齋藤真徳委員
	8番	嶋津功美委員		9番	黒田雅幸委員
	10番	菅野仁一委員		11番	高橋稔委員
	12番	栗田亮一委員		13番	安部春一委員
	15番	萩原拓重委員		16番	高橋正利委員

4. 欠席委員(1名)

14番 庄司和美委員

5. 遅刻委員(-名)

なし

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事項

報第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について……………	7件
報第2号	農地法第18条第6項の規定による通知について……………	7件
議第1号	農地法第3条第1項の規定による所有権の移転許可申請に対する農業委員会の許可について……………	3件
議第2号	農地法第3条第1項の規定による使用貸借権の設定移転許可申請に対する農業委員会の許可について……………	3件
議第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する農業委員会の意見決定について……………	3件

- 議第4号 農用地利用集積計画に対する農業委員会の意見決定について…………… 6件  
議第5号 高畠町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に係る農業委員  
会の意見決定について…………… 1件

7. その他の事項

8. 報告事項

9. 農業委員会事務局職員

事務局長 青木 睦

事務局次長兼農地係長 山口 充

主任 遠藤 未貴

主 事 齋藤 一哉

10. 農林振興課職員

農政生産係長 嶋倉 武志

事務局長

ただいまより第2回高畠町農業委員会総会を開会いたします。  
初めに、高畠町農業委員会憲章唱和を行います。

(高畠町農業委員会憲章唱和)

事務局長

ありがとうございました。  
それでは、山口会長よりご挨拶、お願いいたします。

山口会長

おはようございます。

20日の任命書交付式から始まり、第2回の総会ということで、大変皆さんお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

あと、初めてですので、いろいろな部分で、いろいろなご意見があるかと思ひますけれども、その辺につきましても、忌憚のないご意見で構いませんので、よろしくお願ひを申し上げます。

また、この皆さんと初めてお会いするというか、初めてなわけでございますけれども、大体、日程につきましては、総会は25日が大体、土曜日にならない限り、25日が定められている日でありますので、その辺の日程につきましても、皆さんに事前にお配りされている委員もおりますし、新しい委員の方にも、今後の日程についてもお示しをして、その関係については、ひとつよろしくお願ひを申し上げたいと思ひます。

委員につきましても、非常勤の特別職ということでありますので、公務については、特段の事由のない限りは、ぜひ出席を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

あと、本当に危険な暑さということで全国的になっておりますけれども、非常に健康には十分留意して、無理のない作業をしていただき、収穫を迎えられるようお願ひを申し上げて、簡単でございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。ひとつよろしくお願ひします。

事務局長

ありがとうございました。

それでは、次第のほうに沿って進めたいと思います。

次第の4番になります。欠席者の届出について報告いたします。14番庄司和美委員については今日、欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。したがって、出席委員は16名中15名で定足数に達しております。

それでは、高島町農業委員会総会会議規則第5条第1項により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は山口会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長

それでは、議事に入ります。

まず、日程第1、議事録署名委員の指名についてであります。高島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは、4番高梨修一委員、5番長谷川みどり委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の遠藤主任を指名いたします。

議長

次に、日程第2、会期の決定を行います。

お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りと決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認め、会期を本日1日限りと決定いたします。

議長

次に、日程第3、報第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に

ついて」7件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・齋藤主事。

番 外

《齋藤主事》 ただいまの件について、ご報告いたします。

これから報告いたします農地法第3条の3第1項の規定による届出については、相続、遺贈などがあつた際には、農業委員会に届出の義務がございます。今から読み上げますが、その届出があつたものをご報告するものです。

それでは、読み上げます。

**【報第1号を議案書をもとに朗読】**

議 長

ただいまの件で発言のある方ございますか。

(発言なし)

議 長

今回新しくなられた委員もございますので、私のほうから、届出番号54番については、右側の権利取得日が令和5年5月14日ということになっております。これは、前所有者が亡くなられた日ということで、取得日がこのように記載されていると。そして、その後相続がされて、農業委員会に届けられたのが6月8日と、このような流れの書き方をされておりますので、ひとつ今後、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、全案件を読み上げませんので、その辺につきましても、総会資料は事前に届きますので、一応、確認をしていただきたいと思ひます。

特にないようですので、以上で報第1号を終わります。

ちょっと資料がない委員がいるということで、暫時休憩します。

午前9時08分 休憩

午前9時11分 再開

議 長

再開いたします。

次に、日程第4、報第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」7件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・遠藤主任。

番 外

《遠藤主任》 ただいまの件につきまして、ご報告いたします。

ご報告の前に、農地法第18条第6項の規定による通知について、簡単にご説明させていただきます。

こちらは、合意解約のことを指しております。本来、賃貸借の解約には原則として県知事の許可が必要となりますが、貸人、借人、お互いが合意による解約で、また成立日から6か月以内に土地の引渡しが行われている場合は、農業委員会への届出で済むこととなっております。

本日は、こちら7件について、ご報告いたします。

では、ご報告いたします。

【報第2号を議案書をもとに朗読】

議 長

ただいまの件で発言のある方はございますか。9番。

9 番

9番です。

合意解約なので特にあれなんですけれども、91番、これ借人がさいたま市の方になっているわけなんですけれども、これを許可したときとどうか、借人がさいたま市で許可したということなんですかね。それとも後で住所を変えたということなんですか。その辺をお聞きしたいと思います。

議 長

事務局の遠藤主任。

番 外

《遠藤主任》 こちらの件につきましては、もともと高島の方で耕作され

ていたんですけれども、解約をしないまま県外に転出してしまいまして、このたび解約の手続が調ったということになります。

9 番 分かりました。

議 長 そのほか、ありますか。

(発言なし)

議 長 特にないようですので、以上で報第2号を終わります。

議 長 次に、日程第5、議第1号「農地法第3条第1項の規定による所有権の移転許可申請に対する農業委員会の許可について」3件を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。・・・齋藤主事。

番 外 《齋藤主事》 ただいまの件について、ご説明いたします。  
所有権移転なので、今回農地の売買の申請があったものの3件となっております。

【議第1号を議案書をもとに朗読】

議 長 ただいまの説明に関連して、担当地区推進委員より現地調査の報告書が提出されておりますので、事務局の報告を求めます。・・・齋藤主事。

番 外 《齋藤主事》 3条申請があったものについては、農地利用最適化推進委員の方に現地調査していただくことになっております。その報告を読み上げるものです。

申請番号28番について、高梨義崇推進委員より7月19日に現地調査を行い、野菜栽培されており問題ないとの報告を受けております。

申請番号 29 番、30 番について、神保市和推進委員より 7 月 13 日に現地調査を行い、29 番については水稻栽培、30 番については未作付の状態となっており問題ないとの報告を受けております。

以上です。

議長 以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございますか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。  
それでは、採決いたします。

議長 ただいま議題となっております議第 1 号の案件について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、日程第 6、議第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による使用貸借権の設定移転許可申請に対する農業委員会の許可について」3 件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・齋藤主事。

番外 《齋藤主事》 ただいまの件について、ご説明いたします。

本議題は、使用貸借権の設定移転許可申請ですので、賃料が発生しない無償での貸出しの申請があったものでございます。

【議第2号を議案書をもとに朗読】

議 長 ただいまの説明に関連して、担当地区推進委員より現地調査の報告書が提出されておりますので、事務局の報告を求めます。・・・齋藤主事。

番 外 《齋藤主事》 申請番号19番から21番について、山木博一推進委員より7月17日に現地調査を行い、未作付の状態となっており問題ないとの報告を受けております。こちらでは今後、サツマイモを栽培予定とのことですので。

以上です。

議 長 以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。2番。

2 番 2番です。

この方、〇〇さんについては5月の総会において、新規就農ということで届けを出された方だと思いますが、今回借り受ける農地が耕作放棄地になっているという話を伺いました。もともとはブドウ園の跡地で、針金なんかもまだ残っている状態であるという話を聞いておりますので、そういったものを今後撤去し、サツマイモを植えるという計画だと思うんですけども、その撤去する費用、そういったものに対しての補助とか、そういうものはあつたりするのでしょうか。

議 長 山口次長。

番 外 《山口次長》 ただいま佐藤委員からご指摘のとおり、荒廃農地で、地べたの下には針金も埋まっているそうなんですけれども、今事務局で伺っている話ですと、〇〇さんが自分でそういったものを撤去して、再生して耕作できる状況に持っていくという内容でお伺いしております。

補助金に関しましては町の単独補助で、荒廃農地の再生事業の補助金がございますので、ただ、要件として1反当たり10万を超える事業内容のものというものが対象になっておりますので、ちょっとその辺も確認しながら、もし該当するようであれば、そういった支援のほうも対応していきたいと思っております。

以上です。

議 長

ぜひよろしく願いして、育成していただきたいと思っております。  
あと皆さんのほうから、ございますか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、質疑を打ち切ります。  
それでは、採決いたします。

議 長

ただいま議題となっております議第2号の案件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、日程第7、議第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する農業委員会の意見決定について」3件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・山口次長。

番 外

《山口次長》 私のほうから、農地法5条について説明いたします。

【議第3号を議案書をもとに朗読】

議 長                   この案件については現地調査が行われておりますので、代表農業委員より報告願います。7番齋藤真徳委員。

7 番                   7番です。

7月14日ですが、黒田委員と山口次長、3人で悪天候の中、見てまいりました。

なかなか宅地、難しそうなところもございましたが、事前着工もなく可能かなと思い、見てきました。

以上です。

議 長                   以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。

いいですか。申請番号9番ですけれども、これは親子ですか。子供が家を建てるということでいいんですか。

そして、所有権移転ですか、これ。貸し借りではないんですか。山口次長。

番 外                   《山口次長》 権利につきましては所有権移転になりまして、受人と渡人の関係は、こちら血縁はございません。

もう一度、7ページの図面を確認いただきたいんですけれども、申請地の北側に四角がございます。こちらに現在、〇〇さんが親子で住んでおられて、今回娘さんの〇〇さん、こちらが申請地を求めて住居を建てて、その北側の古い家は残したまま、親がまた住むという計画でございます。

議 長                   分かりました。

あと、申請番号11番ですけれども、先ほど併用地に97平米を足して所要面積が云々と言ったと思いますけれども、そうすると、面積がちょっと違うのかなと思ったもので、その辺もう一回、説明をお願いします。

番 外

《山口次長》 ただいまの質問ですけれども、併用地と申請地を合わせても、所要面積に若干満たない面積になっております。それにつきましては、ここにちょっと記載はしていなかったんですけれども、国道からの入り口部分になるんですけれども、こちらに町所有の土地がございます。これにつきましては、ここ水路流れていまして、その上に蓋をしている部分で、ここが約9平米の面積でございますけれども、そういったものがございます。計画ではそこも含めているんですけれども、ちょっと併用地には上げなかったもので、ちょっと面積のずれが生じている状況です。

議 長

皆さんのほうからご質問、ご意見ございますか。

先ほど、農地を求めた3条の部分で、次長のほうからご説明がございましたけれども、農地を持たなくても取得できるように改正がされたということでございますので、前の3条の部分で、耕作面積が記載されていないという内容でございますので、それにつきましても今後、そういった申請が増えてくると思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、ないようですので質疑を打ち切ります。

それでは、採決いたします。

議 長

ただいま議題となっております議第3号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定しました。

議 長

次に、日程第8、議第4号「農用地利用集積計画に対する農業委員会の意見決定について」6件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・遠藤主任。

番 外

《遠藤主任》 ただいまの件について、ご説明いたします。

説明の前に、農用地利用集積計画についてご説明いたしますと、今までは農地法に基づく賃貸借、使用貸借等を見ていただきましたが、こちらでは農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借、使用貸借について、農業委員会の意見を求めるものとなっております。

農地法3条による賃貸借、使用貸借などですと、農業委員会として許可、不許可を決めていただくことで効力を発揮するんですけども、こちらの集積計画につきましては、農業委員会のほうの意見を求めさせていただいて、可となれば町のほうで公告をし、その公告をもって効力を発揮するという流れとなっております。

では、説明させていただきます。

**【議第4号を議案書をもとに朗読】**

議 長

以上で説明が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。10番菅野委員。

10番

10番です。

この一番最後のページの1、2というのは、これ今、一緒にしていたんだよね。これ何で同じ人が貸して借りて、貸して借りてなんて、どういう意味だかちょっと分からないんだけど、教えてください。

議 長

遠藤主任、よく教えてください。

番 外

《遠藤主任》 すみません、こちら使用貸借権の1、2と、あと賃貸借の

62番と64番も、貸人と借人が同じ人となっているんですけども、こちらから亀岡西地区の基盤整備のエリアになっておりまして、こちらですと、亀岡西地区基盤整備のエリアは、全て農地中間管理事業を通した貸し借りをしなければならないとなっております。

今回は、所有権移転などで一度解約をして所有者が変わりましたので、その後、名義も無事変わったということで、改めて中間管理事業による貸し借りの手続を取ったという流れになります。

以上です。

議 長                    ぜひ、十二分に理解してください。  
それでは、そのほかございますか。

(質問、意見なし)

議 長                    ないようですので、質疑を打ち切ります。  
それでは、採決いたします。

議 長                    ただいま議題となっております議第4号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長                    異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長                    次に、日程第9、議第5号「高島町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に係る農業委員会の意見決定について」1件を議題といたします。この案件については、町農林振興課から担当職員が出席しておりますので、説明を求めます。・・・嶋倉係長。

《嶋倉係長》 皆さん、おはようございます。

農林振興課の嶋倉と申します。この場をお借りしましてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想ということで、先ほどの議題の説明でも出てまいりました農業経営基盤強化法の関係での町で定めるべき構想ということになっております。そして、こちらの関係性としては、国で法律を定め、それに基づいて県で基本方針というものを定め、それに基づいて各市町村が、それに沿った内容を各市町村の中での基本構想というものを定めるという流れになっております。

今日お配りの資料につきましては、基本的な構想ということで全て修正済みのものと、これまでの現行のものを見直し案の対比表、そして1枚もので裏表に印刷しているもので、改正案についてということで概要を書いたものということでございます。

まず、概要案についてということで、ご説明を申し上げたいと思ひます。こちらについて先ほどありましたとおり、国、そしてそれに基づいて県が直し、それにさらに市町村が今回は修正をするというものでありまして、市町村の自発的な今回は修正というよりは、法律改正によって義務的なところを直していくという中身になります。

大きな内容としまして、人・農地プランというものを各地域のほうで策定してございましたけれども、こちらの進め方より強固にやっていくという国の考え方から、このたびは、人・農地プランを法定で各市町村で定めるようにという改正が行われました。

名称も、人・農地プランから地域計画というものに移行となるということになりまして、そちらに関する記載事項、それから新規就農者はじめほか、シニアの方の就農だったり、多様な担い手というものの確保に向けて、より努力するようにということで、そういった関連の記載が中心となっております。

そして、先ほどの議題にありました農用地利用権等設定促進事業につきましては、この法改正によって廃止になるということで、関連項目を削除

するという事になっております。

ただ、こちらについては経過措置ということで今、法律の施行は今年の4月からということになっておりますけれども、先ほどの地域計画が策定されるまでの期間につきましては、この農用地利用集積等計画については現行のとおり進めることが可能ということになっております。当町において地域計画が策定された後には、中間管理機構に一本化されるということになりますので、今回の基本的な構想の中においては、その関連記載については、先に削除するという事になります。

続いてからが、主な改正内容ということになります。お手元の資料と対比しながらということになりますけれども、第3、ちょっといろいろな分かりにくい表記で、もともとつくられて、こちらにも送られてきているので、なかなか説明しづらいんですが、第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項ということで書かれております。

ページにしますと、第3なので、6ページの下段のほうといいますか、下のほうにあるものからになります。こちら、農業を担う者の確保及び育成の考え方、就農等希望者の受入体制の確保、市町村内の関係機関との役割分担、連携の考え方、市町村が主体的に行う就農等促進のための取組、就農等希望者の受入れから定着に向けたサポートの考え方、取組についてということになっております。（不規則発言あり）

こちらはすみません、対照表については今日は、こちらからの説明はしませんので、先ほどの1ページものの記載内容と、こちらつづり込みの全部、修正内容を入れ込んだものの対比で今、説明させていただいていました。失礼しました。

ということで、改めてこちらの資料の6ページということになっておりますが、ちょっと文章が長いので、先ほどありました1枚ものの中に、かいつまんで説明させていただいておりました。

改めて申し上げますと、こういった新たに農業する者、担う者の確保、育成についてということで、その受入れだったり相談体制などを関係機関

と連携を深めて強化しなさいということを入れるようにということで、このたび、その事項について入れ込ませてもらったものであります。これまでも似たような表記はありましたが、そちらの表現内容が、以前よりボリュームが増したような形になっているということになっております。

また、県のほうでもそういったところの就農関係の方のサポートをするセンターのほうを立ち上げるということになっているというところも、表記させていただいているところであります。

それで、改正案についてということで、1枚目のこの裏面のほうに移りまして、続いてが第4というところになりますので、つづっている資料のほうでは8ページの下のほうになっております。

こちらが、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、そのほか農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項ということで、大変抽象的な表現になっていますのは、いわゆる認定農業者の方などを中心とした形態に対する農地利用の集積の部分ということになるかと思えます。

こちらについては、地域全体で農用地の利用関係の調整を行うため、町全体及び地域ごとに農用地の利用の状況、営農活動の実態等の現状、それらを踏まえた今後の農地利用等の見通し、認定農業者等への農用地の利用集積や地域における農用地の集団化（集約化）の将来の望ましい農地利用の在り方、また、これを実現するための具体的な取組の内容、関係機関及び関係団体との連携等についての記述ということになっております。

こちらのほうは、以前からある項目の中のちょっと一部修正であります。町としてはというところで、この集積の割合というものについては、以前どおり80%というものを目標にということで設定されております。

県については90%という方針で上がっておりますが、当地域については果樹産地というところで、集積の地理的な難しさというところもあるということで、控え目な設定に以前からなっているところであります。

つづり込みの資料の9ページのほうに移っていただきまして、そちらのほうの主に2番のところが、新規に追加させてもらった形になっておりま

す。

こちらについては、特に上のほうの1の最後の末尾にあるとおり、今後は集積に加えて、より集約というものについても強化して進めていくようにという国、県の方針ということ盛り込んだところになっているところでもあります。

続いて、最後になりますけれども、第5でございます。ページはそのまま、9ページのほうで次の見出しに移らせていただきます。

こちらは、農業経営基盤強化促進事業に関する各種事業に関する事項ということになっております。

1枚ものの資料のほうになりますと、1、第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準、そのほか第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項なんて書いてありますけれども、要は先ほどありました人・農地プランから地域計画に移るということで、その地域計画を策定する際の協議の場というものが必要になります。が、そちらの設置の方法であったり、またその話合いのエリアをどのように設定するかといったことの概要を書くところになっております。

基本的には人・農地プラン、現行14プラン、町内ございますけれども、まずはその単位を基本として話合いを進めていくといったことなどについて、この9ページの1のところに書かせていただいているということになっております。

続いて、また1枚もののほうの変更事項のところでございますと、2のほうで利用権設定等促進事業というのが、この見出しの第5の中に以前ございましたけれども、先ほどありましたとおり、法改正によって農地中間管理事業のほうに統合になるということで、こちらの関連項目は全て削除ということになっております。

こちらの関連の削除の中で、ちょっとこちらの事務局の勝手際で申し訳ありませんでしたが、この後ろのほうに別表というものが1から3まで添付されておったんですけれども、この関係で利用権設定促進事業の削除に伴って、別表の2と別表の3はその関連で、こちら併せて削除すべきと

ころでございました。こちらについて、事前にご指摘いただきまして、ありがとうございます。こちらは不要ということでしたので、別紙2と別紙の3については削除ということで、お願いしたいと思います。したがって別紙1、このいろいろな営農類型が書いている表のほうだけ残るという形になりますので、訂正を申し上げたいと思います。

それから、1点、このつづり込みの資料の2ページをご覧くださいければと思います。

第1、農業経営基盤の強化の促進に関する目標というところで、1、町の農業の現状というところで、「高島町は」というところからの文章のほうで、「山形県東南部置賜盆地の東端に位置し」という表現がございますけれども、この盆地という表現について、本来、正式な名称については米沢盆地ということでご指摘を頂戴しました。置賜というのは俗称ということでの公的には使い分けということになりますので、置賜を米沢ということでこちら、訂正させていただきたいと思います。

したがって、こちら盆地の名称を置賜から米沢、そして別表2と3は削除ということで、事前にお届けした資料の訂正をお願いしたいと思います。

以上、農業経営基盤強化法の改正に基づきまして、町の基本的な構想を同様に関連箇所を修正する、このたびの提案ということでございます。こちらについて、農業委員会の皆様にお諮りしたいと思います。どうぞよろしくをお願いしたいと思います。

議 長

以上で説明が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。

1つ、よろしいですか。今後、地域計画ということになるということでございますけれども、委員会としても、その図面を作成していくということで、今なっているんですけれども、その関連性について、どのように今後、考えておられるのか、その辺もちょっとありましたら、お伝えいただきたいなと思います。

番 外

《嶋倉係長》 関連性ということでございますけれども、これまで人・農地プランというものにつきましては、ちょっと手元、具体的な資料等お渡ししておりませんが、その地域の面積規模であったり、今後、主体的になって耕作する中心経営体という方をどなたに設定するかといったところまで、様式上にまとめるというところまで、人・農地プランというものが完結しておりましたけれども、このたびは、より離農者、後継者不足というところで、地域の農地の利活用が下がっていくのではないかというのが、当然視されている中で、より具体性を持って計画を進めてもらうようにということで、一筆一筆の農地を基本として、今後5年、10年後の耕作者について併せて、そういった地図を整備するようにということで、それとセットになったという考え方になるかと思っておりますので、こちらについては、より農業委員会、そして農政部門のほうとも連携しても、二人三脚で進めるような、本当にイメージになるかと思っておりますので、農業委員会様の本当に、ご協力なしには、ちょっとなし得ない事業になるかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

詳細についても随時今、いろいろ県のほうとも情報収集したり、各市町村の動きなども見ながらというところで、当町の進め方について、鋭意研究しながら進めておりますけれども、今後本格化していくと思ひますが、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議 長

今の段階では、まだこれからということであるようですので、各地域においての今後の10年後の農地管理については、それぞれよろしくお願ひしたいなと思ひているところです。

そのほか皆さんのほうから、ご意見ございますか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。  
それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第5号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。  
大変ご苦労さまでした。

議 長 それでは、嶋倉係長、ここで退席をいたします。

(嶋倉係長 退席)

議 長 次に、報告事項並びに今後の日程説明に入ります。  
最初に、事務局長。青木事務局長。

番 外 《青木局長》

【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、運営委員会委員長報告。10番菅野仁一委員長。

10番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、農地専門委員会委員長報告。7番齋藤真徳委員長。

7番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きますして、農振専門委員会委員長報告。11番高橋 稔委員長。

11番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きますして、農業協同組合理事報告。13番安部春一理事。

13番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きますして、土地改良区理事報告。3番山田文則理事。

3番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 その他ございませんか。

ないようですので、以上で本日の総会を閉会といたします。